

平成30年11月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成30年11月5日（月）午前9時30分より白杵市役所野津庁舎（3階）議事場において会長が11月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員 7番 柳井 博之 委員

8番 城野 幸司 委員 9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

3番 内藤 康弘 委員 4番 藤嶋 裕美 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 副主幹

付議議案

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 50 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

副会長 おはようございます。ただいまより 11 月の定例総会を開会致します。よろしくお願ひ致します。

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは議事に先立ちまして、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は藤嶋委員、内藤委員が欠席となっており、出席は10名となります。

よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号1番 野上 政憲 委員と、議席番号2番 堀 京子 委員に議事録署名をお願い致します。

さっそく、議案審議に入ります。

議 長 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをご覧ください。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成30年11月5日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページをお開きください。

番号1、畑 1,048 m² を、耕地の拡張のため、所有権を移転するものです。

以上、1件の申請につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを合わせてご覧いただきたいと思います。

10月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号ではありますが、これについて調査委員より、

後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城 野 私、城野より、10月25日に実施しました議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。

委 員 チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、適切に管理されており、露地野菜の耕作を行う予定です。3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]、また、[法人役員の常時従事要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長 担当地区の江藤さんも見て、異議なしということでした。

それでは、ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定

致しました。

議 長 次に、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページをご覧ください。

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 11 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次は5ページとなりますが、差し替えの紙をご覧ください。

番号1、田 592 m² 外4筆 合計 1,941.24 m² を、所有権移転により、宅地造成を行うものです。農地の区分は、3種農地となっております。

番号2、畑 259 m² 外2筆 合計 402 m² を、所有権移転により、一般住宅用地として利用するものです。

農地の区分は、3種農地となっています。

番号3、畑 233 m² を、所有権移転により、宅地造成を行うものです。農地の区分は、3種農地となっております。

番号4、畑 221 m² を、所有権移転により、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は、2種農地となっております。

番号5、畑 486 m² を、使用貸借権の設定により、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は、2種農地となっております。

番号6、田 264 m² を、所有権移転により、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は、2種農地となっております。

以上、5条申請6件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請6件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

陶 山 私、陶山より、10月25日に実施しました議案第48号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。

委 員 チェックリストと合わせて報告します。

番号1は所有権移転により取得し、住宅造成用地として利用するものです。

申請地は5筆の畑で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基

準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 は、所有権移転により取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は 3 筆の畑で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 は、所有権移転により取得し、住宅造成用地として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は菜園等で利用されております。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 4 は、所有権移転により取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在は柑橘類が植えられています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5は、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されております。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号6は、所有権移転により取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等で管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請6件について調査報告となります。委員のみなさまの慎重な審議をお願い致します。

議長 続きますして、推進委員さんから報告をお願い致します。第1地区の玉田さんからお願いします。

玉 田 第1地区担当の推進委員・玉田です。5条申請の番号1、2、3について報告致します。

委 員 この3件につきまして、10月25日に農業委員さんと事務局と現地調査を行いました。特に問題はございませんでした。

議 長 続きまして、第2区の峰さんお願い致します。

峰 第2地区の峰です。先日、10月25日に農業委員、事務局と調査した結果、番号4、6については何も問題はありませんでした。

委 員

議 長 第21地区の姫嶋さんは欠席ですが、現場を調査しています。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

議 長 次に議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 9 ページとなります。

議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり

あったので提案する。

平成 30 年 11 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 10 号）「平成 30 年 11 月 5 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 30 年 10 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しております。新規再設定の合計で申し上げます。

畑については 2,001 m² 1 筆でございます。

貸手、借手についても、貸し手が 1 名に対しまして、借り手も 1 名となっております。今月は野津地域の 1 件だけとなっております。

以上、平成 30 年 11 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 10 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 次に議案第 50 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局から説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 50 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 30 年 11 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別紙をご覧ください。

畑 1 筆 2,001 m² を配分するものです。賃料は地権者との合意に基づき、10a あたり 10,000 円となっております。

以上、配分計画についてご審議をお願い致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 50 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案通り承認することに決定を致します。

以上で、本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。(終了 22:39)

以上、会議の顛末を記し、その正当なることを証するため、ここに署名捺印する。

平成 30 年 11 月 5 日

白杵市農業委員会会長

署名委員

署名委員